

東成区役所こどもサポート推進員会計年度任用職員募集要項

東成区役所こどもサポート推進員会計年度任用職員の任用試験を次のとおり行います。

1 業務内容

東成区役所保健福祉課（児童・保健）において、こどもと子育て世帯を総合的に支援する業務として、主に以下の業務を行う。

- （１）担当中学校区内の学校園等におけるスクリーニング会議Ⅱのアセスメントに参画する。
（学校園等の巡回には、主に自転車を利用する）
- （２）区役所・保健福祉センターの関係部署及び区内関係機関と連携し、スクリーニング会議Ⅱにおけるアセスメント結果による適切な支援につなぐ。なお、家庭訪問（アウトリーチ）が必要な場合は、学校園等と連携したうえで、保健福祉等の制度説明や必要な申請手続き等を支援する。
- （３）適切な支援につなぐため、区内及び担当中学校区内の学校園等をはじめ、子育て支援に関する地域資源（インフォーマルな資源を含む）の状況を把握する。民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携し、地域における見守りや支援につなぐ。
- （４）学校園等や関係機関、地域団体、NPO 等に対し、こどもの貧困対策の推進に関する研修を実施すること。また、こどもの居場所などの地域資源の開発につなげる相談支援を行う。
- （５）その他、こどもサポートネット事業に関する業務（庶務業務を含む）に従事する。

2 任用資格

以下のいずれかに該当する者であって、かつ、地方公務員法第 16 条各号に該当しない者。

- （１）社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者
- （２）社会福祉主事として、2 年以上の福祉事業等に従事した者
- （３）自治体において、福祉関係業務または市民活動関係業務について 2 年以上の従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者
- （４）教育職員免許状を有し、2 年以上の実務経験を有する者（講師等を含む）
- （５）児童養護施設や母子生活支援施設等の社会的養護施設において、2 年以上の相談支援業務に従事した者
- （６）前各号に準ずるもの

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用予定人員

1 名

4 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2 回まで最長 3 年）

5 選考方法

（1）筆記試験（論文）（試験時間 60 分）

（2）面接試験（試験時間 15 分程度）

6 選考日時及び選考会場

筆記試験（論文）及び面接試験

日 時：令和 8 年 1 月 27 日（火曜日）

集合時間：午後 1 時 20 分

場 所：東成区役所

（詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知します。なお、変更には応じられません。）

7 申込方法

次の書類等を持参または送付してください。送付の場合は、簡易書留や特定記録等、配達の確認が可能な方法により送付してください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（1）東成区役所こどもサポート推進員会計年度任用職員採用申込書 1 通

※過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 任用資格の確認ができる書類

- ・社会福祉士登録証等の写し又は従事証明書等

(3) 申し立て書 1 通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(4) 「受験案内」及び「試験結果通知」送付用の定型封筒（長形 3 号） 各 1 通（計 2 通）

※「受験案内」及び「試験結果通知」を送付しますので、送付を希望する宛先を記載の上、それぞれに 110 円切手を貼付してください。（切手がない場合は、送付しません。）

8 受験申込書の受付期間等

(1) 申込期間

令和 7 年 11 月 26 日（水曜日）から令和 7 年 12 月 25 日（木曜日）まで（締切日必着）

※『こどもサポート推進員会計年度任用職員採用申込書 在中』と朱書きした封筒に入れて送付してください。

※持参の場合も同様の封筒に入れ、受付期間内（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までに提出してください。

(2) 提出先

〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2-8-4

東成区役所保健福祉課（児童・保健）（2 階 22 番窓口） 会計年度任用職員採用担当者あて
電話 06-6977-9882

※なお、簡易書留や特定記録等、配達の確認が可能な方法以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は、受け付けません。

9 受験案内の送付

採用試験日の前日までに受験案内が届かない場合は、上記提出先まで必ずお問い合わせください。

10 合否の通知

合否に関わらず、受験者全員に発送します。

ご本人以外にはお知らせできません。

11 合格から採用まで

(1) 筆記試験及び面接試験の成績が一定基準以上の者を合格者とします。

(2) 受験者の成績が一定基準に達しない場合は、合格者数が採用予定者数を下回る場合があります。

(3) 合格者は、東成区役所こどもサポート推進員会計年度任用職員採用候補者名簿（以下「採用候補者名簿」という）に、筆記試験及び面接試験の合計得点順で登録されます。

(4) 採用候補者名簿の登録期限は令和 9 年 3 月 31 日までです。

(5) 採用候補者名簿に登録されても、期間中に欠員が発生しない場合等により、採用されない

場合があります。

12 勤務条件等

(1) 勤務地

大阪市東成区役所保健福祉課（児童・保健）

(2) 勤務日数

週 4 日（月曜日から金曜日のうち本市が指定する 4 日間）

(3) 勤務時間

A 勤務 午前 9 時～午後 5 時 15 分（休憩時間 45 分含む）

B 勤務 午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分（休憩時間 45 分含む）

(4) 休日

月曜日～金曜日のうち本市が指定する 1 日

土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

※ただし、休日出勤を指示した場合は、他の日に休日を振り替える。

(5) 休暇

年次有給休暇（12 日）、その他特別休暇

(6) 報酬等

月額 176,436 円～238,032 円（予定）

期末・勤勉手当（6 月、12 月に支給）合計 642,888 円～867,329 円（予定）

※採用されるまでの職歴等によって、上記範囲内で決定されます。

※期末・勤勉手当は、1 年目は 3.64375 月ですが、再度任用された場合、2 年目以降は 4.65 月分になります。

(7) 通勤手当

支給あり（ただし、限度額あり）

(8) 社会保険等

健康保険（介護保険）、厚生年金、雇用保険

13 その他

(1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(2) 可否に関するお電話等でのお問い合わせには応じられません。

(3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

(4) 試験当日は、受験案内に同封の受験票を必ず持参してください。なお、集合時間から 30 分以上遅刻した場合は、受験できません。

(5) 本案件については、令和 8 年度の予算発効をもって有効とします。

14 問い合わせ先

東成区役所保健福祉課（児童・保健）

〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2-8-4 電話 06-6977-9882